

社会福祉法人寿栄会 役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人寿栄会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬および法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第 3 条 役員等が理事会、評議員会へ出席したときは、次のとおり報酬を支給する。

1回 22,274円

2 監事が理事会、評議員会開催日以外の日には法人業務に携わったときは、次のとおり報酬を支給する。

1回 16,705円

3 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、次のとおり報酬を支給する。

1回 50,000円を上限に支給

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1、2項の役員等については、その都度現金にて支払う。
 - (2) 第3条3項の役員等の報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月22日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 報酬の支給にあたっては、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第 5 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 申し出された金額をその都度現金にて支払う。

2 職員であって理事を兼務する者には、第 1 項は適用しない。

(費用弁償)

第 6 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第 3 章 宿泊費

(宿泊費)

第 7 条 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、次の通り支給する。

1 泊 15,000 円を上限に実費

第 4 章 附 則

(改正)

第 8 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

(附 則)

この規程は平成 29 年 3 月 1 日制定、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。